

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第8回 2022年5月



対外貿易の安定した発展を促進する輸出企業の利便性向上のため の新政策

概要:

• 国家税務総局は、中国共産党中央委員会・国務院の方針や施策を徹底的に実行し、税務総局など10部門が公布した「対外貿易の安定した発展を促進するための輸出税金還付支援のさらなる強化に関する通知」を積極的に実施するために、2022年4月29日付けで「対外貿易の安定した発展を促進するための輸出税金還付手続きのさらなる利便化に関する公告」(国家税務総局公告2022年第9号、以下「9号公告」)及び対応する政策解説を公布した。当該政策は、2020年に公布された「輸出企業の困難を解消するための政策」(税総2号公告)を踏まえた上で、輸出企業の分類管理と届出証憑管理をさらに最適化し、加工貿易に係る輸出税金の還付政策を整備し、手続きと方法を簡略化し、外貨受取の管理基準を明確にした。新政策は、輸出企業の税務コンプライアンス及び税金還付(免除)管理に好影響を与え、一部の加工貿易輸出企業が制度改正により滞留となった仕入税額の売上税額からの控除算入の問題を解決し、該当する企業の資金繰り上の圧力を緩和するとともに、輸出企業が税金還付管理及び基本資料の規範性への重視を注意喚起するものともなる。最近、KPMG中国の間接税チームは輸出企業の税金還付リスク管理に関する全面的な設計やいくつかの税務機関・企業間の紛争解決も支援しており、後続の全国範囲における9号公告の実施にも役に立つと考えている。

背景

近年、ポストコロナ時代を背景に、中国政府は輸出企業の税金還付の利便性と適時性をさらに重視するようになり、税務機関は輸出企業向けに様々な取り組みを相次いで発表している。多くの輸出企業の税金還付の効率を向上させ、税金還付の申告期限を緩和し、新型コロナウイルス感染症などの影響に起因する外貨受取の困難・税金還付申告の期限超過などの問題を解消している。

しかし、これまでの実務において、輸出業務の複雑性及び税金還付政策の継続的な更新・最適化により、輸出企業は通常、輸出税金還付政策に対する理解が十分でなく、政策の実施にあたり適時に認識して、かつそれによる利便性を享受できず、税金還付コンプライアンス管理上の不備などの問題に直面している。また、地域ごとに税金還付を管轄する税務機関

の輸出企業に対する管理基準も異なっている。したがって、輸出企業の長期的な発展をサポートする目的から、輸出税金還付の利便性をさらに向上させ、過去の理由により形成された税金還付政策を明確にし、輸出企業がコンプライアンス管理を改善するよう指導し、企業の各種政策への認識を高め、対外貿易の安定した発展を促進すべく、税務総局は9号公告を公布した。

KPMGの所見

9号公告は、輸出業務に従事するすべての企業の税務コンプライアンス及び税金還付の利便性に大きな影響を与え、 一部の加工貿易企業にとって有利な政策となる。

- 1. 輸出企業の分類管理を最適化し、手続き、方法、必要書類を簡略化する
 - 1) より人間本位に立った輸出企業の分類管理。納税信用回復という理由で再評価が必要となる納税者は、「4種類の輸出企業は、評価日から12か月以内に他の管理分類として評価してはならない」という制限を受けない。すなわち、一定の条件を満たした場合、評価日から12か月以内でも税金還付管理レベルを調整することが可能となる。
 - 2) より簡略化された税金還付プロセス。主管税務機関の実地検証に合格することは、輸出企業の初回税金還付申告の前提条件となるが、新政策の規定によると、一定の税金還付限度額の範囲内であれば、先に規定に従って審査などの手続きを実施して、税金還付(免除)を受けてから実地検証を実施することができる。しかし、限度額を超えた部分については、これまで通り先に実地検証を実施する必要がある。
 - 3) より便利になる税務関連手続き。
 - ▶ 税務機関が発給する各種税金還付(免除)証明書(例えば、「代理輸出貨物証明」など)は、基本的に 全面電子化され、税務関連電子データが発給側と利用側の税務機関間で転送・審査されるため、企業が自ら 提出する必要はなくなる。
 - ▶ 税務関連事項の「非接触」化の取り組みをさらに強化し、初めての輸出業務を展開するに先立ち税金還付 (免除)届出書類を現場で提出する必要があるケースについては、電子フォームの形でオンラインで提出して手 続きを行うことに変更する。
 - 4) より簡略化された提出書類。従来の規定により書類の原本提出が必要となる税務関連事項については、納税者が自ら書類を保管して審査に備えることに変更し、納税者の税務関連手続きのコストを軽減する。
- 2. 一部の加工貿易企業の控除すべき仕入税額を控除していない問題を解決する

近年の課税率と還付率が一致することにより、加工貿易に従事する生産型輸出企業の「免除・控除対象外の仕入税額に対する低減額」が長期滞留し、仕入税額として売上税額から控除されていない。新政策では、当該税額を仕入税額として控除できることを明確にし、企業の資金繰り上の圧力を緩和し、該当する輸出企業にとって実質的な優遇政策となる。具体的な実施ガイドライン及び管理規程は税務総局によるさらなる明確化が待たれる。

3. 届出証憑管理を規範化し、輸出業務の実在性をより強調する

輸出企業の届出証憑は、輸出業務の実在性を裏付ける重要な根拠となる。関連する管理要件を規定した文書は主 に税務総局2012年24号公告第8条第4項である。新政策はこれを踏まえた上で、

- 1) 「輸出貨物船積指図書」など、現状にそぐわない書類を削除した。
- 2) 税務機関が輸出業務の実在性を確認するために検査する裏付け書類を一部追加し、明確にした。例えば、輸出契約書が追加され、輸送伝票に関しては従来の政策では国内輸送発票のみが必要とされたが、国際貨物輸送

代理サービス費の発票にまで範囲が拡大され、通関代行委託の伝票が追加され、みなし輸出貨物及び修理・整備役務も届出証憑の管理範囲に含まれる。

3) 届出証憑の管理において電子化方法を自ら選択できることを明確にしたものの、税務総局2012年24号公告における紙ベースの書類に関する管理規定に従って電子化集計・保管する必要があると考えられる。これは実質上、輸出企業の届出証憑管理の重要性をさらに強調したこととなる。

なお、本公告は2022年5月1日から施行されるため、5月に申告する過去分の輸出業務についても、新政策の要件に従って届出証憑の集計・管理を完了させる必要がある。すなわち、5月の徴収期間において税金還付(免除)を申告した後、15日以内に完了する必要がある。

4. 輸出税金還付(免除)に係る外貨受取管理を整理・最適化する

新政策は、2号公告における申告期限の緩和を踏まえた上で、期限超過の税金還付申告に係る外貨受取の関連書類と管理要件をさらに明確にした。

- 1) 期限超過の税金還付を申告する場合、外貨受取に係る書類も同時に提出する必要がある。期限超過した企業が申告条件(すべての証憑と関連する電子情報を揃え、外貨受取又は外貨受取できない手続きを完了していること)を満たした後、税金還付(免除)を申告することができる。
- 2) 税務機関が納税者の虚偽の外貨受取書類の使用や書類の冒用を発見した場合、納税者は税務機関が書面による通知を発行した日から24か月間にわたり、輸出税金還付(免除)を申告する際に外貨受取関連書類を提出しなければならない。
- 3) 上述の場合を除き、納税者は輸出税金還付(免除)を申告する際に、外貨受取関連書類を提出する必要はなく、審査に備えて証拠書類を保管するだけで十分である。ただし、税務機関が関連規定に従って外貨受取の状況を審査する必要がある場合、納税者は税務機関の要求に従って外貨受取関連書類を提出しなければならない。
- 4) みなし外貨受取(すなわち輸出信用保険金)をもって税金還付を申告できるケースを追加した。
- 5) 委託輸出貨物及び海外への修理・整備役務を外貨受取の管理範囲に含めた。
- 6) 外貨受取が確実に不可能となり、かつみなし外貨受取に該当しない場合に免税政策を適用することを明確にした (仕入税額の振替が必要となる)。

KPMGのご提案

9号公告及び関連政策文書を踏まえて、企業には以下の対策を検討されるようご提案いたします。

- 1. 9号公告を中心に関連する税金還付政策とそのプロセスの変更を徹底的に把握し、条件に合致する場合は、新政策 を積極的に適用するとともに、税金還付管理の品質と効率を向上させる。
- 2. 税金還付の各ステップにおける重要ポイントとリスクポイントをさらに整理する。上述の税金還付政策を的確に申請・適 用する一方で、条件を満たさないものの誤った関連政策に基づいて申請したことにより、コンプライアンスリスクにつながる ことを回避する必要がある。
- 3. 輸出届出証憑の管理を重視する。まず、今年5月の徴収期間申告完了後の15日以内に、速やかに新政策に従って 届出証憑の補完と整備を完了することを確保する。管理体制を構築し、輸出業務の各プロセスの責任者を明確にし、 証憑の収集・管理プロセスを最適化し、必要に応じて証憑管理にデジタルツールを適用されるよう提案する。
 - 例えば、2022年5月1日以前の輸出分で今年5月に輸出税金還付(免除)申告対象となる業務については、今年

5月の徴収期間において税金還付を申告した後15日以内に、輸出契約書、国際貨物輸送代理サービス費の発票、 通関代行委託協議、通関代行受託業者が発行する代理費の発票などの届出証憑を補完・収集しなければならない。 総合保税区などの特殊監督管理区域へ貨物を輸出する業務及び海外に修理・整備役務を提供する業務についても、 新政策の要件に従って関連届出証憑を保管する必要がある。

- 4. 輸出業務に係る外貨受取の状況に対して追跡・分析・早期警戒管理を行う。これにより、不適切な外貨受取の処理による税金の不還付や還付の延期などのリスクを回避する。
- 5. 加工貿易に従事する生産型輸出企業には以下のことをご提案する。
 - 1) **長期滞留の「免除・控除対象外の仕入税額に対する低減額」を仕入税額に計上して控除できる条件**を満たした場合、今後公布される管理文書及び実施ガイドラインに注目し、税金還付を管轄する税務機関の要求に従って、 当該政策のメリットを適時に享受する必要がある。

例えば、輸出税金還付システムが金税システムに統合される前(2021年4月から順次実施)、2019年度申告対象期間の「生産企業進料加工業務に係る税金免除・控除・還付消込表」第6列の「調整すべき免除・控除対象外の税額」が負数である場合、2020年に2019年度申告対象期間の消込を完了した後、初回の税金還付・免除の申告時から「生産企業税金免除・控除・還付申告集計表」(旧版集計表)第23と26欄に長期滞留金額があり、加工貿易に従事する生産型輸出企業は、当該税額を仕入税額控除範囲に計上することができる(金税システム統合完了後、負数として新版の税金免除・控除・還付申告集計表の第8C欄に移行する)。

2) 年度消込及び初回の税金免除・控除・還付申告の調整を適切に行い、手帳項目における税金還付申告の正確性とコンプライアンス遵守を確保することにより、不適切な管理による追徴課税、ひいては処罰のリスクを回避する。

お問合せ先

華北地域

Takabe Ichiro 髙部 一郎

Partner パートナー

Email: ichiro.takabe@kpmq.com

Tel: +86 (21) 2212 3403

華東·華西地域

Takabe Ichiro 髙部 一郎

Partner パートナー

Email: ichiro.takabe@kpmq.com

Tel: +86 (21) 2212 3403

Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2286

Morimoto Tadashi 森本雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2322

Li Lisa 李輝

Partner パートナー

Email: <u>lisa.h.li@kpmg.com</u> Tel: +86 (10) 8508 7638

Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: <u>jie.xu@kpmg.com</u>
Tel: +86 (21) 2212 3678

Wang Zhewei 王哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2717

Mokuta Masakazu 李田 正和

Partner パートナー

Email: masakazu.mokuta@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2247

華南地域

Chen Vivian 陳蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: +86 (755) 2547 1198

Inanaga Shigeru 稲永繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Tel: +86 (20) 3813 8109